

# 令和6年度後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度の対象となる人（被保険者）

● 75歳以上の全員

● 65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

※生活保護を受けている人は除きます。

## 保険料の決まり方

後期高齢者医療の保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

保険料率は、2年ごとに見直し、鳥取県内で均一です。

被保険者数の増加や、令和6年度より出産育児一時金支援金の導入、医療給付の支出が伸びると見込まれることから、令和6・7年度の保険料率について引き上げを行うこととなりました。

所得割額（総所得金額等）43万円

× 所得割率 10・64%

※令和6年度に限り、所得金額が58万円以下の人 9・83%

+

均等割額 5万2千138円

## 令和6年度の保険料計算における変更点

### 課限度額の変更

後期高齢者医療保険料の1人あたりの年額保険料の限度額は80万円です。（5年度は66万円）

※次の人は、令和6年度に限り限度額が73万円になります。

● 昭和24年3月31日以前に生まれた人

● 障害認定を受け、被保険者の資格を有している人（令和6年4月1日以降に75歳になり県外転出した場合を除く）

### 均等割額の軽減額の変更

世帯の所得に応じて、均等割額が左記表のとおり軽減されます。

※給与所得者等が0人のときは、1人として計算します。

※給与所得者等とは以下に該当する人です。

● 給与収入額（専従者給与を含む）が55万円を超える人

● 令和5年12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人

● 令和5年12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

軽減割合	令和5年中の世帯（世帯主及び被保険者）の総所得金額等の合計	軽減後の均等割額（年間）
7割	43万円+10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下	15,642円
5割	43万円+28.5万円 × (被保険者数)+10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下	26,069円
2割	43万円+52万円 × (被保険者数)+10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下	41,711円

## 保険料の納め方

年間6回（4・6・8・10・12・2月）の保険料徴収の中で、4・6・8月については前年所得が確定していないため、前々年度の申告をもとに仮算定の保険料を納めます。10月以降については確定した前年所得に基づいた本算定の保険料から、前半3回の仮算定金額を調整した額を納めます。

いいえ

介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えますか？

いいえ

### 特別徴収

年金から引き落としされます。

はい

年金額が年額18万円未満ですか？

### 普通徴収

納付書等で個別に町へ納めます。

※75歳になられた年度や転入された年度については「普通徴収」となります。  
※上記図の条件により、これまで特別徴収だった人が普通徴収に切り替わる場合もあります。

問合せ先

保健センター福祉課

☎ 75-4101